

「認知症対応型グループホーム整備・運営事業者の募集に関する質問」に対する回答について

No.	質問事項	質問内容	回答
1	補助金について	認知症対応型グループホームと認知症対応型通所介護をあわせて整備する場合、地域拠点介護整備補助事業の「地域密着型サービス施設等の整備【デイ】(11,900千円/施設)」及び「介護施設等の合築等(基準額×1.05)」の補助もあわせて受けることはできるか。	補助は受けられません。 今回整備していただくのは共用型認知症対応型通所介護で、当該サービスは認知症対応型グループホームの施設内で提供します。 そのため、整備する施設は認知症対応型グループホームのみとなり、併設や合築とはなりません。 認知症対応型グループホームの整備に係る補助のみを受けることができます。
2	補助金について	認知症対応型グループホームの新規整備にあわせて、地域介護拠点整備補助事業の「ゾーニング環境等の整備【2方向出入口家族面会室の整備】(3,500千円/施設)」の補助も受けることはできるか。	補助は受けられません。 地域介護拠点整備補助事業の「ゾーニング環境等の整備【2方向出入口家族面会室の整備】(3,500千円/施設)」は既存の施設において整備・改修するものが対象となります。
3	補助金について	認知症対応型グループホームの新規整備にあわせて、介護ロボット・ICT導入を行う場合、地域介護拠点整備補助事業の「地域密着型施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費(420千円/定員)」の補助も受けることはできるか。	補助は受けられません。 地域介護拠点整備補助事業の「地域密着型施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費(420千円/定員)」は大規模修繕等による導入が対象となり、新規に整備する場合は地域介護拠点整備補助事業の「定員29人以下の地域密着型施設の整備等(839千円/定員)」が対象となります。 ただし、国庫が活用されている別の補助等を受けられる場合、別の補助事業において事業費に計上している備品等は、地域介護拠点整備補助事業の対象として計上することはできませんのでご注意ください。
4	整備予定地について	開設済みの認知症対応型グループホームと同一敷地内に整備する計画を立てているが問題はなにか。	介護保険法や三田市条例にて定められた要件を満たしている場合は同一敷地内であっても整備可能です。 ただし、土地や開発の基準については関係各課と調整したうえで整備計画を立ててください。
5	補助金について	建築コストについて、建物躯体外装等は土地の所有者が負担し、内装関係を認知症対応型グループホームを運営する事業者が負担するような賃借家契約の形式で整備する場合、地域介護拠点整備補助事業の「地域密着型サービス施設等の整備(33,600千円/施設)」と「空き家を活用した整備(8,910千円/施設)」どちらの補助を受けられるか。	地域介護拠点整備補助事業の「空き家を活用した整備(8,910千円/施設)」の補助を受けることができます。